

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県議会及び埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	障害者福祉推進課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>平成29年度の印刷物の発注及び文書管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月及び平成30年3月に発注した下記の印刷物(条例の周知用チラシ)については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、支払日、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <p>【平成29年5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (57,240円) ・手話言語条例の周知用チラシ (57,240円) <p>【平成30年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (97,200円) ・手話言語条例の周知用チラシ (97,200円) <p>2 上記印刷物のうち、平成29年5月に発注した「手話言語条例の周知用チラシ」については、支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。</p>	<p>再発防止策のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <p>1 発注について</p> <p>「印刷物発注管理台帳」を新たに設け、課内の全ての印刷物の発注状況を管理することとした。</p> <p>2 文書の所在不明について</p> <p>①財務事務に関する自己検査の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施している自己検査は必ず複数職員で実施し、支出命令書等の財務関係書類の所在も確認する。 <p>②文書事務に関する自己点検の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各担当に文書担当者を置き、グループリーダーと文書担当者は四半期ごとに文書事務の自己点検を実施する。 ・文書課作成の文書事務実施点検項目に「文書の適切な保管」を追加した。 <p>③整理整頓の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日を整理整頓の日とし、一斉に机・キャビネット等を整理する。

病院局	経営管理 課	平成30年10月5日 (第3043号)	平成29年度の「平成29年度下期 医薬品単価交渉支援（全面支援）業務委託契約」（11,016,000円）について、契約書を作成する前に委託先業者に委託業務を行わせていたことは、不適切であった。	再発防止のため、朝礼において職員全員に監査結果及び事案について説明し、契約事務の適正な執行の徹底を指示した。 また、契約事務の工程を課内共通のスケジュール表で管理し、情報共有を図ることにより、契約事務の進行管理を担当者任せにしないよう「見える化」した。 さらに、「財務に関するチェックシート（契約編）」を作成・活用し、内部統制の観点からグループリーダー、所属長及び企業出納員による複数チェックを徹底した。これにより規範意識の向上を図った。
-----	-----------	------------------------	--	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
環境部	エネルギー環境課、 産業廃棄物指導課	平成30年10月5日 (第3043号)	平成27年度に契約したエネルギー環境課及び平成28年度に契約した産業廃棄物指導課の「自動車リース契約」について、納車した車両の検査を行い、瑕疵のないことを確認の上で検収完了証を契約の相手方に交付する旨契約書に規定していたにもかかわらず、検収完了証を作成し交付していなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、朝礼において監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の適正な執行について徹底を図った。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」に、検収完了証の交付など新たな項目を設け、契約文書の起案時、納品時、支払時など契約の各段階で活用し、複数職員によるチェックを徹底することとした。

農林部	農業政策 課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>平成29年度の「埼玉県農林公園農産物直売所新築工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>埼玉県農林公園農産物直売所新築工事価格競争型プロポーザル募集要項では、設計業務及び建設工事を事業範囲として定め、監理業務については定めていなかったにもかかわらず、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。</p> <p>また、今後、同様の工事を行う場合は、募集要項の事業範囲を「設計・工事・監理」と明示するか、「設計・工事」のみの場合は「監理業務は第三者に別途委託する予定である。」などと明示することとした。</p>
農林部	農業政策 課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>平成29年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月に発注した下記の印刷物については、印刷物の使用目的・使用時期が同じであり、見積日及び納品日が近接し、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県産茶を通じたお茶育授業」の教材 (99,792円) ・「県産茶を通じたお茶育授業」の修了証 (99,792円) <p>2 平成29年度の「学校での県産茶を通じたお茶育授業の実施業務委託契約」について、提出された見積書の内容と異なる業務内容で契約を締結していた。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、職員が出納総務課主催の財務研修に参加し、財務事務に関する知識の習得に努めた。</p> <p>また、事業にあたって年度当初に年間スケジュールを作成し、課内で共有、進捗状況を確認することとし、チェック機能の強化を図った。</p> <p>さらに、契約書を作成する際には、記載内容が執行伺、見積書と相違がないか経理員も確認するなど適正な執行を図った。</p>

農林部	畜産安全課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>平成29年度の「埼玉県秩父高原牧場地域交流施設整備工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>埼玉県秩父高原牧場地域交流施設新築工事価格競争型プロポーザル方式（公募型）募集要項では、監理業務が事業範囲に含まれるか不明確であったところ、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。</p> <p>また、今後、同様の工事を行う場合は、募集要項の事業範囲を「設計・工事・監理」と明示するか、「設計・工事」のみの場合は「監理業務は第三者に別途委託する予定である。」などと明示することとした。</p>
県土整備部	河川砂防課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>平成29年度の「土砂災害警戒情報システム整備業務委託」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果及び契約保証金の事務処理方法について職員に周知し、財務事務の適正な執行を図った。</p> <p>また、入札参加資格審査チェックシート中に、契約保証金の納付に関する項目を設けるとともに、納期限をあらかじめ課内共通のスケジュール表に掲載し、複数職員によるチェックを行うこととした。</p>
都市整備部	住宅課	平成30年10月5日 (第3043号)	<p>「共助による高齢化団地活性化モデル事業」に基づき、大学から徴収している平成29年度のルームシェア住戸の利用料金（行政財産使用料を含む特別県営住宅の家賃相当額）について、納入期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら、督促状を発行していなかったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、課内職員に監査結果を周知するとともに、ミスの発生原因を再確認し債権管理手順の徹底を図った。</p> <p>今後の取扱いとして、収納状況については、収入済通知書で毎日確認を行い、納期限が近づいても収納が確認できない場合は、債務者に期限内納付を促すこととした。</p> <p>また、納入通知書を発行したときは、課内共通のスケジュール表に「督促状を発行する日」をあらかじめ掲載し、その時点で収納が確認できない場合は、督促状を発行することとした。</p>

<p>議会事務局</p>	<p>政策調査課</p>	<p>平成30年10月5日 (第3043号)</p>	<p>平成29年度の「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布委託契約について、3者で見積り合わせをしたところ、2者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約したことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を課内職員に周知徹底した。 また、執行伺いの起案時には複数職員が事前確認を行うとともに、決裁時には出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」を活用するなど、チェック機能の強化を図った。</p>
--------------	--------------	--------------------------------	---	--